

東久留米市子ども・子育て会議条例運用基準

東久留米市子ども・子育て会議条例について、以下に基づき運用を行う。

（委員要件の特例）

1 第4条第1項各号において任命された委員が、任期中に当該条件に適格でなくなった場合、任命者は委員の職を免ずる。ただし、任期終了まで間がない、また新たな委員の選任が難しい等の事情により会議の運営に支障が生じる等、任命者がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

（委員の辞職）

2 委員が、本人の意思により委員を辞する場合、それを妨げるものでない。

（委員の免職）

3 委員が、会議において、政治、宗教また営利活動を行う等、委員として欠格である場合、任命者は委員の職を免ずることができる。

（傍聴人の定員）

4 傍聴席の定員は、会議の会場の規模に応じて、その都度、会長が判断し決定する。

（会議傍聴の手続き）

5 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名を受付票に記入し、係員の指示に従い入室しなければならない。また、傍聴希望者の入室は先着順とする。

（傍聴することができない者）

6 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- （1）酒気を帯びている者
- （2）危険物および会議の妨害と認められる器物を携帯している者
- （3）前各号の他、議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情があると会長が判断する者
- （4）傍聴席の定員が充足した後に、傍聴を希望する者

（傍聴人の遵守事項）

7 傍聴人は、傍聴の際は次の事項を守らなければならない。

- （1）議事に批評を加える、または拍手その他の方法により可否をあらわさないこと。
- （2）騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- （3）飲食又は喫煙しないこと。
- （4）会長の許可なく、会議を写真、ビデオ等で撮影し、または録音をすること。
- （5）前各号のほか会議の妨害となるような行動をしないこと。

（傍聴人の退場）

8 傍聴人が第6の規定に違反し、会議の運営を妨げたときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命じることができる。